

# Technical Line

## EUの企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) がEU域外の多国籍企業に与 える影響

目次:

概要	1
適用対象企業の範囲	3
EU域内企業	3
報告オプション	4
追加的なEU域外企業の連結 報告	6
適用時期	7
必要な開示場所	7
ESRSの開示要件	8
重要性(マテリアリティ)	9
タクソミー要件	9
保証要件	10

### 重要ポイント

- ▶ 米国多国籍企業を含む EU 域外に本社を置く企業は、EU における立法手続により報告要件の規模と範囲が大幅に縮小されたにもかかわらず、依然として EU の CSRD に基づき、広範なサステナビリティ情報の開示を行う必要があります。
- ▶ これらの企業は、CSRD の適用対象であるかどうかを慎重に評価し、いつ適用を開始すべきかを特定する必要があります。
- ▶ 企業は、複雑な EU タクソミー規則の要件を満たす必要があるかどうかを判断する必要もあります。
- ▶ 適用対象となる企業は、CSRD で要求される情報をどのように収集するか、また、新しいプロセス、システムおよび統制を構築する必要があるかどうかを検討する必要があります。
- ▶ CSRD の改正は、2026 年上半期に EU 官報に掲載され、発効する見込みです。その後、EU 加盟国による国内法への移管が行われることとなります。

### 概要

2023年1月に最終化された欧州連合(EU)の立法による法令である企業サステナビリティ報告指令(CSRD)<sup>1</sup>には、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が欧州委員会(EC)の技術顧問として当初策定した欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)が定める報告フレームワークに基づいて、サステナビリティ情報を報告する義務が盛り込まれています。

EUまたは欧州経済領域(EEA)に所在するCSRDの適用対象企業は、EUタクソミー規則(EUタクソミー)にも準拠する必要があります。EUタクソミーは、企業の経済活動が持続可能な活動に由来しているか、または関連しているかを判断するための分類体系を定めた、複雑なルールです。

CSRDの適用範囲は広範囲におよび、EU域内の企業だけでなく、EU域内の子会社や支店を通じてEU域内で事業を展開するEU域外の上場企業および非上場企業にも影響を及ぼします。さらに、CSRDにはEU域外企業にのみ適用される特定の報告要件も含まれています。企業がCSRDの適用対象となるかどうかを判断することは、特にEU域外に本社を置く企業にとって複雑なプロセスとなる可能性があります。そのため、すべての企業は、自社がCSRDの適用対象となるか、また適用対象となる場合にはどのような影響を受けるかを慎重に評価する必要があります。

ECは、CSRDおよび関連する報告義務を改正し、CSRDの要求事項の適用範囲と規模を縮小することを目的として、複数の改正提案から構成される「オムニバス簡素化パッケージ(以下、オムニバスまたはオムニバス・パッケージ)」を提案しました。オムニバス・パッケージのうち、以下の事項が2025年に公表または決定されました。

#### **サステナビリティ報告義務の延期**

- ▶ 2025年4月17日に「Stop-the-clock」指令が発効し、報告を開始していない企業に対してサステナビリティ報告義務の適用開始日を2年間延期しました。これにより、2025年データを対象に2026年に報告する予定だった多くの米国企業のEU子会社は、2027年データを対象に2028年に報告することになります。

#### **報告義務の規模および範囲の縮小**

- ▶ EU理事会と欧州議会は、CSRDの適用対象となる企業の数を減らし、対象として残る企業に対する既存のサステナビリティ報告義務を簡素化するための「コンテンツ」指令を2025年12月に承認しました。この指令の最終文書は、2026年上半年にEU官報に掲載される見込みです。

#### **報告義務の簡素化**

- ▶ ECは、2025年7月4日に発行された委任法により、EUタクソミーの報告義務を大幅に簡素化しました。この委任法では、売上高合計、資本的支出合計、収益的支出合計の各分母を基準に、それぞれ10%未満の経済活動について評価を免除する「重要性の閾値」を導入し、報告すべきデータポイントを削減しました。この委任法は2026年1月8日に公表され、2026年1月28日に発効します。
- ▶ EFRAGは、2025年12月3日に改定版ESRS<sup>2</sup>のドラフトに関するテクニカルアドバイスをECへ提出しました。このテクニカルアドバイスでは、必須データポイントの総数が削減され、適正な表示を重視したより明確なガイダンスが示されています。また、実質的な救済措置およびプロポーショナルリティ・メカニズムも含まれています。ECはEFRAGの助言を精査したうえで、2026年半ばまでに委任法を通じて改定基準を採択する前に、基準をさらに修正する予定です。EFRAGのテクニカルアドバイスについての詳細は、EYの出版物[EFRAG publishes technical advice on simplified European Sustainability Reporting Standards \(ESRS\)](#)をご参照ください。

本書では、これらの指令および委任法を総称して「改定版 CSRD」又は「改正事項」と呼び、その影響を反映するよう更新しています。

EUの指令はすべてEU加盟国に対して法的拘束力を有しますが、加盟国は指令を国内法化する際に、要求される結果を達成するための形式や方法を選択する一定の裁量権を有しています。個々のEU加盟国は、適用範囲や報告要件を拡大する(しばしば「金メッキ(上乘せ規制)」と呼ばれる)ことが可能です。

CSRDには、EU加盟国が適用できるオプション（例えば、企業の法定監査人以外の独立した保証提供者による保証を認めるなど）も含まれています。企業は、自社にどのような影響が生じるかを把握するため、対象となるEU域内の各国法を注視する必要があります。

EU加盟国は、Stop-the-clock指令を2025年12月31日までに国内法へ移管する義務があり、CSRDをすでに国内法へ移管した多くの国では、この手続きは完了しています。また、コンテンツ指令については、発効後12か月以内に国内法へ移管する必要があります。まだCSRD自体を国内法へ移管していない国は、Stop-the-clock指令もコンテンツ指令も国内法へ移管することはできません。しかし、こうした国々の多くは、CSRDの初回の国内法化のタイミングで、Stop-the-clock指令とコンテンツ指令の両方を同時に反映する意向を示しています。

EU域内で重要な事業活動を行う、EU域外の上場・非上場企業（例えば、米国企業など）は、自社にどのような影響が及ぶか判断するため、CSRDの適用範囲および今回の改正内容を詳細に評価する必要があります。

## 適用対象企業の範囲

### EU域内の企業

改正版CSRDは、EU規制市場に上場しているEU域外企業およびEU域内の企業（例：EU域外企業のEU子会社）で、次の条件を満たす企業に適用されます。（1）当年度の平均従業員数が1,000人超、（2）純売上高（すなわち収益）が4億5,000万ユーロ超。

この閾値は、評価対象の法人における全世界の純売上高に適用され、EU域内で得られた金額に限定されません。金融持株会社は、以下でさらに説明するように、改正版CSRDの適用範囲から除外されます。

これらの条件は、EU企業に対して、判定単位がEUの財務報告義務の適用対象であるかどうかにかかわらず、単体ベース（すなわち、個々のEU子会社単位）および、EU企業の連結ベース（EU企業のEU域外子会社を含む）の両方で適用する必要があります（すなわち、EU企業は、EU子会社およびEU域外子会社を含む連結ベースで上記の基準を満たしているかどうかを評価する必要があります）。

### 金融持株会社の免除

EU親会社およびEU域外の最終親会社が金融持株会社である場合、改正版CSRDに基づく報告義務は免除されます。ただし、この免除は子会社の報告義務を免除するものではありません。報告免除の対象となる金融持株会社とは、株主としての権利を害することなく、子会社の経営に直接又は間接に関与していない会社であり、子会社が多様で互いに独立して事業を行っている場合をいいます。

### 弊法人のコメント

CSRDに基づく報告義務を免除される金融持株会社は、グループ内でCSRDの適用範囲に含まれる子会社を慎重に評価し、グループで利用可能な報告オプションを検討する必要があります。金融持株会社に対する報告の救済措置は、グループ内の子会社には適用されません（すなわち、CSRDの適用範囲に含まれる子会社は報告義務を継続します）。金融持株会社は、依然として連結ベースでサステナビリティ情報を報告することを選択できます。

### M&A 報告の救済措置

改正事項には、会計年度中に発生した合併、買収および売却に関連する報告の救済措置が含まれています。連結サステナビリティ報告義務のある親会社は、当年度中に売却された子会社について、連結サステナビリティ報告書にサステナビリティ情報を含める必要はありません。さらに、連結サステナビリティ報告義務のある親会社は、新たに合併又は買収した企業について、合併又は買収の翌年度まで連結サステナビリティ報告書への情報の記載を延期できます。

## バリューチェーン報告制限

改正版CSRの適用範囲に含まれないEU域外企業のEU子会社は、バリューチェーン内の適用範囲企業から情報提供を求められる場合があります。これは、改正版CSRが企業に対し、バリューチェーンの上流および下流に関する情報を報告することを要求しているためです。

ただし、改正事項には「バリューチェーン・キャップ」が含まれており、報告企業が、当年度の平均従業員数が1,000人未満の下流の企業から要求できる情報を制限しています。この場合、要求できる情報は、まだ策定されていない新しい基準に基づくものであり、その基準は中小企業(SME)向けの任意の基準(VSME)<sup>3</sup>に基づく予定です。

報告企業は、バリューチェーン内の企業が自己申告した規模に基づいて、バリューチェーン・キャップを満たしているかどうかを判断することが認められています。ただし、自己申告が誤りであることを知っている、又は合理的に知り得る場合、その申告に依拠することはできません。

### 報告オプション

EU域外企業は、子会社が改正版CSRの適用対象であると判断した場合、どの会社が報告書を発行するか、その報告書の範囲にどの会社までを含めるかを評価する必要があります。これは、親会社がESRSに完全に準拠した連結での報告書に子会社を含める場合、EU子会社単位の個別の報告書の発行を免除できるためです(子会社免除)。

#### 個別報告(EU子会社)

改正版CSRは、適用対象となるEU子会社に対して、いくつかの報告オプションを用意しています。例えば、適用対象となる各EU企業は、ESRSに完全に準拠した自社の報告書を発行することができます。

#### 連結報告(EU中間親会社を持つ、EU子会社)

EU中間親会社は、EU子会社およびEU域外子会社を含む連結報告書を発行する必要があります。EU中間親会社を持つEU子会社は、域内の親会社がESRSに完全に準拠した連結報告書に、適用対象となるEU子会社を含める場合、当該EU子会社単位の個別の報告書の発行は免除されます。つまり、EU子会社は、自社単独で適用条件を満たしていても、ESRSに完全に準拠したEU親会社の連結報告書に含まれている場合は、個別の報告書の発行は義務付けられません。

#### 連結報告(EU域外親会社を持つ、EU子会社)

同様に、改正版CSR適用対象であるEU子会社が、EU域外親会社の連結サステナビリティ報告書に含まれており、ESRSまたは同等とみなされる報告基準に完全に準拠している場合、個別のサステナビリティ報告書の発行は義務付けられていません。欧州委員会は、同等性の要件、および、何が同等の基準かを決定していませんが、同等の基準は環境、社会、ガバナンス(ESG)のトピック(つまり、気候変動のトピックだけでなく)を網羅し、後述のダブルマテリアリティ(DMA)の概念の使用を義務付けることを要求しています。

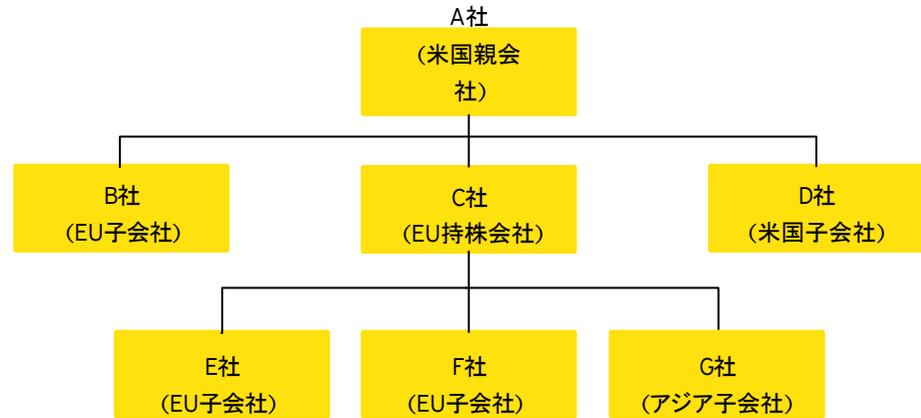
#### EU子会社のEU域外親会社による疑似連結報告

2030年までの経過措置として、EU域外親会社は、CSR報告の目的上、EU子会社の中から1社を選択し、改正版CSRの適用対象となるすべてのEU子会社(当該子会社のEU域内および域外の子会社を含む)を連結することができます。選択した子会社には、財務報告目的では連結対象とならないEU子会社も含まれます。つまり、CSR報告のために選択したEU子会社が連結する会社は、財務報告目的のために連結する会社とは異なります。ただし、選択するEU子会社は、過去5会計年度のうち少なくとも1会計年度において、EU域内において(該当する場合は連結ベースで)最大の売上高を計上したEU子会社のひとつでなければなりません。

以下の例は、これらの異なる報告オプションが、比較的単純な資本構成を持つEU域外企業グループにどのように適用されるかを示しています。

### 図 1-単純な資本構成を持つEU域外企業グループの報告オプション

前提：企業Aは米国に本社を置く親会社であり、以下のような構造を持っている：



- ▶ B社はCSRDの適用対象(すなわち、平均従業員数が1,000人超であり、純売上が4億5,000万ユーロ超)である。
- ▶ C社は金融持株会社ではなく、持株会社レベルで1,000人の従業員を有していないが、連結ベースでは改正CSRDの適用対象である。
- ▶ E社およびF社は改正CSRDの適用対象である。
- ▶ この他に子会社はない。
- ▶ C社は、過去5会計年度のうち少なくとも1会計年度において、EU域内で最大の売上高を計上したEU子会社のひとつである。

分析：

CSRDの適用対象となる連結グループ内のEUに拠点を置く企業は、いくつかの異なる方法で報告義務を順守することができます。以下の各シナリオは、グループが報告義務を順守できる方法を示しています。

- ▶ 個別報告：この報告オプションでは、B社、E社、F社およびC社(C社の全子会社を含む)が、要件を満たすために個別のサステナビリティ報告書を提出することができます。
- ▶ EU域内での連結報告：この報告オプションでは、B社とC社(連結ベースで、C社にはE社、F社、G社が含まれる)も個別のサステナビリティ報告書を提出する必要があります。E社、F社は、親会社であるC社の連結サステナビリティ報告書に含まれているため、個別に報告する必要はありません。
- ▶ EU域外親会社単位での連結報告：A社(子会社を含む)は、ESRSに完全に準拠したサステナビリティ報告書を提出することができます。この報告オプションでは、B社、C社(連結ベース)、E社、F社は、A社の連結サステナビリティ報告書に含まれるため、個別に報告する必要はありません。しかし、通常であれば報告義務のない米国拠点の子会社D社も、A社の連結サステナビリティ報告書に含める必要があります。
- ▶ 疑似連結報告：2030年1月まで、C社(すべての子会社を含む)は、B社を疑似連結したうえでサステナビリティ報告書を提出できます。B社は、財務報告上、C社に連結されていないにもかかわらず、サステナビリティ報告書に含まれます。2030年以降は、別の報告オプションを選択する必要があります。

## 弊法人のコメント

CSRD 適用対象となる子会社を有する EU 域外企業の報告単位を決定することは、複雑な作業になる場合があります。EU 域外企業は、以下の点を考慮するとよいでしょう。

- ▶ 既存データ収集システム、プロセスおよび統制の範囲 (EU 域内およびグローバル)
- ▶ EU 規則を順守するために提供したい、または公に提供することに抵抗のない情報の量 (状況により企業は開示を EU 子会社の情報に限定したいと考える場合があります)
- ▶ 連結単位での情報開示の要件 (つまり、EU 子会社の報告要件を満たすために EU 域外企業として連結報告を行う企業は、後述のように、連結単位で別途報告を行う必要はありません)
- ▶ 疑似連結報告アプローチが十分な救済措置となるかどうか (企業は 2028 年に疑似連結を使用して報告した後、2029 年には連結ベースで一部情報を報告する必要が生じる可能性があります、さらに 2030 年以降は別の報告オプションを選択しなければならない場合があります)
- ▶ CSRD に準拠するために選択した報告オプションは、EU タクソミー準拠のために選択した報告オプションと一致する必要はありません (例: 企業は CSRD に基づき連結単位で報告しつつ、EU タクソミーについては、対象範囲となる関連子会社単位で義務を果たすことができます)

### 追加的なEU域外企業の連結報告

これとは別に、EU域外企業であっても、直近2会計年度のそれぞれにおいてEU域内で4億5,000万ユーロの純売上高を計上し、かつ、前会計年度に2億ユーロを超える純売上高を計上したEU子会社または支店を有する場合には、最終親会社の連結ベースでの報告が義務付けられ、2028年度のデータについて2029年から報告を開始する必要があります。

CSRDの適用対象に含まれるEU域外企業は、以下のいずれかの基準を適用して連結単位で報告することができます:

- ▶ ECが採択するEU域外企業向けの別個のサステナビリティ報告基準
- ▶ 採択済みの改定版ESRS
- ▶ EU基準と同等とみなされる基準 (ECはまだ決定していない)

EU域外企業向けの個別のサステナビリティ報告基準はまだ策定されていませんが、改定版ESRSほど包括的ではないと予想されています。

## 弊法人のコメント

CSRDは、EU内で計上した純売上高4億5,000万ユーロを、企業がどのように算定すべきかについて規定していません。一部の企業は、この金額にEU域外企業がEU内の顧客から得た収益も含めるべきかどうかについて疑問を呈しています。また、EU子会社がEU域外の顧客から得た収益も含めるべきかどうかについて疑問を呈する企業もあります。

弊法人の現時点での理解では、企業は、その収益を生み出した企業の所在地にかかわらず、顧客がEU域内に所在するかどうかによってEU域内の収益を計算すべきであると考えます。

## 適用時期

改正版CSRDは、企業の規模に応じて、次の期間に適用開始され、翌年に報告を行います：

- ▶ 2024 年度：非財務情報開示指令（NFRD：Non-Financial Reporting Directive）の対象となった企業（すなわち、その年の平均従業員数が 500 人を超える大企業かつ上場企業）、および NFRD の閾値を満たす EU 規制市場に株式上場しているまたは特定の負債性証券を有する EU 域外企業などのその他の上場企業（ただし、EU 加盟国は、従業員 1,000 人または 4 億 5,000 万ユーロの純売上高という新たな閾値を満たさない上場企業については、2025 年度および 2026 年度を免除することができる。）（Wave 1）
- ▶ 2027 年度：2024 年度に報告義務がない EU 域内企業で、従業員 1,000 人および 4 億 5,000 万ユーロの純売上高の閾値を超える企業（Wave 2）
- ▶ 2028 年度：CSRD の適用対象となる EU 域外企業（すなわち、前会計年度に 2 億ユーロ超の純売上高を計上した EU 子会社又は支店を有し、かつ直近 2 会計年度のそれぞれにおいて EU 域内で 4 億 5,000 万ユーロ超の純売上高を計上した EU 域外の親会社）

比較期間の開示が要求されていますが、企業は比較情報の開示を 1 年延期することができます（すなわち、適用初年度に比較情報を提供しないことができます）。CSRD に基づく報告への移行を容易にするため、ESRS には基準の適用を支援するプロポーショナルリティ・メカニズムを含めた、複数の救済措置が含まれています。

## 必要な開示場所

CSRDとESRSは、EU企業のマネジメントレポートにおいて、基準によって求められるサステナビリティ情報の開示を要求しています。しかし、CSRDの適用範囲に含まれるEU子会社が、EU域外の親会社のサステナビリティ報告書に含まれることで報告義務を満たす場合、EU子会社は、EU域外の親会社の連結サステナビリティ報告書（連結マネジメントレポートではなく）に要求される開示を含めることができ（例えば、米国証券取引委員会に登録されている企業は、Form 10-Kに当該情報を含める必要はありません）、EU子会社のマネジメントレポートには当該レポートへのリンクが記載されます。

また、CSRDは、将来の時点で、電子報告フォーマット（欧州単一電子フォーマット、“ESEF”）を用いてサステナビリティ報告書をマークアップすることを報告企業に求めています。これにより、関係者は現在開発中の欧州単一アクセスポイント（ESAP）で報告書にアクセスできるようになります。ただし、CSRDの改正事項は、企業がこの方法で報告書をマークアップする義務は、後日採択される委任法まで発生しないことを明確にしています。

## ESRS開示要件

ESRSは、CSRDの下で求められる開示要件を定めるものであり、ECが委任法として発行する必要があります。ESRSの最初のセット<sup>4</sup>は、2023年7月31日に委任法として発行されました。

オムニバス・パッケージの一環として、ECはESRSの簡素化に関するテクニカルアドバイスをEFRAGに求め、EFRAGは2025年12月3日にECへ助言を提出しました。

ECは提案された改定版ESRSを精査し、委任法を策定する予定であり、2026年半ばまでに採択する意向を示しています。

改定版ESRSは2027年から適用となる予定で、すでにESRSを適用している企業については、2026年に早期適用するオプションがあります。

EFRAGがECに提出したテクニカルアドバイスには、以下の改定が含まれています：

- ▶ 必須データポイントの総数の削減、すべての任意データポイントの削除、定性的記述よりも定量的データポイントを優先
- ▶ より明確なガイダンスの提供を含んだ、ダブルマテリアリティの簡素化
- ▶ 適正な表示および情報の重要性の強調
- ▶ 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) 基準との相互運用可能性の強化
- ▶ 実質的な救済措置およびプロポーシヨナリティ・メカニズム
- ▶ 基準の構造および表示の簡素化

## 弊法人のコメント

必須データポイントの大幅な削減にもかかわらず、報告負担の削減は比例しないと予想されます。これは、削除されたデータポイントの多くが定性的であったためです。

ESRSの最初のセット、および改定版ESRSの両方には、ESGトピックを幅広くカバーする12の基準を含んでいます。これらの基準には、横断的基準とトピック別基準の両方が含まれ、いずれも要求されています。

横断的基準		
<a href="#">ESRS1</a> 全般原則		
<a href="#">ESRS2</a> 全般開示要件		
セクター横断的なトピック別基準		
環境	社会	ガバナンス
<a href="#">ESRS E1</a> 気候変動	<a href="#">ESRS S1</a> 自社の従業員	<a href="#">ESRS G1</a> 企業行動
<a href="#">ESRS E2</a> 汚染	<a href="#">ESRS S2</a> バリューチェーン内の労働者	
<a href="#">ESRS E3</a> 水と海洋資源	<a href="#">ESRS S3</a> 影響を受けるコミュニティ	
<a href="#">ESRS E4</a> 生物多様性と生態系	<a href="#">ESRS S4</a> 消費者及びエンドユーザー	
<a href="#">ESRS E5</a> 資源の利用と循環型経済		

ESRS 1には、CSRDの下でサステナビリティ報告書を作成する際に適用される必須の概念と原則を規定しています。企業は、適用される基準に従って、サステナビリティ項目に関するインパクト、リスクおよび機会に関するすべての重要性のある情報を開示しなければなりません。また、ESRS 1は、後述するダブルマテリアリティの概念も含まれています。

ESRS 2には、企業の一般的な特性、事業の概要、見積りや見積りの不確実性、表示の変更や過年度の誤謬の訂正に関する開示など、トピック横断的なサステナビリティ報告の開示要求事項を規定しています。さらに、ESRS 2は、戦略(SBM)やガバナンス(GOV)、サステナビリティのインパクト、リスクおよび機会(IRO)の重要性(マテリアリティ)評価に関する開示も要求しています。

トピック別基準には、ESG事項に関するセクター横断的な開示要求事項が含まれており、企業のサステナビリティ報告書の利用者が、企業がこれらのESG事項に与えるインパクト、企業がESG事項から受ける重要性のあるリスクと機会、これらのESG事項が企業の価値創造に与える影響を理解することを目的としています。トピック別基準には、方針、目標、行動計画、リソースのほか、ESG事項に関するパフォーマンス測定をカバーする開示要件が含まれています。

## 重要性(マテリアリティ)

ESRSは「ダブルマテリアリティ」という概念を用いており、これは、開示が「インパクト」の観点、財務的観点、またはその両方の観点から重要性がある場合に、重要性があるとみなされます。サステナビリティ関連情報が、インパクトの観点から重要性がある場合、企業の人々や環境に対する実際のまたは潜在的な、正のまたは負のインパクトに関連しています。サステナビリティ関連情報が、企業のキャッシュ・フロー、発展、業績、財務状態および資本コストや資金調達へのアクセスなど、財務に重要な影響を及ぼす、または及ぼす可能性がある場合には、財務的観点から重要性があります。

この定義は、影響を受けるステークホルダー(従業員、顧客、ベンダー、地域社会など)と、サステナビリティ報告情報のその他の利用者(投資家、債権者など)の両方を考慮しています。しかし、ESRSの一部のデータポイントは他のEU法でも要求されています。

ダブルマテリアリティの評価は報告単位で行われます。

### 弊法人のコメント

ESRSにおけるダブルマテリアリティの概念は、ISSBが用いるマテリアリティの定義よりも広範であり、企業はインパクトの観点からどの事項を開示すべきかについて追加的な判断を行う必要があります。

## タクソミー要件

ECは、EUタクソミーに基づく報告要件を大幅に簡素化したものの、規則は依然として複雑です。CSRDの対象企業(すなわち、純売上高が4億5,000万ユーロ超であり、平均従業員数が1,000人超の企業。ただし、2028年度に連結ベースでの報告が義務づけられるEU域外企業を除く)は、EUタクソミーにも準拠する必要があります。

EUタクソミーは、「持続可能な」経済活動を構成するものを明確に定義し、共通の言語を提供する枠組みであり、次の6つの環境目標のいずれかに貢献する経済活動を対象としています。6つとは、気候変動の緩和、気候変動への適応、水および海洋資源の利用と保護、循環型経済への移行、汚染の防止と抑制、生物多様性の保全と回復のことで、EUタクソミーは、企業の経済活動を持続可能な経済活動か、持続可能な経済活動に関連しないものかに分類する方法であり、次の2つの質問を順番に行います:

- ▶ 企業が提供する製品およびサービスの種類は、特定のサステナビリティ目標に貢献する可能性があるか?
- ▶ 企業は、それらの製品およびサービスを実際に持続可能な方法で提供しているか?

企業は、どの経済活動(例えば、風力発電による電力生成)が自身が属する産業のEUタクソミーの基準を満たすかを判断し、有害性とセーフガードの評価に使用される一連のスクリーニング基準に適合するかどうかを分析しなければなりません。

ECは、2025年7月4日に発行された委任法により、10%の重要性閾値を導入し、報告すべきデータポイントを削減することで、EUタクソミーに基づく報告要件を大幅に簡素化しました。しかし、EUタクソミーの規則は依然として複雑です。この規則は、企業の収益、収益的支出(OpEx)、資本的支出(CapEx)のうち、持続可能な経済活動から得られる、または関連する割合に関する主要なパフォーマンス指標を生み出すことを目的としています。これらは、EUの主に科学に基づいた基準に照らして評価され、同業他社と比較可能です。

詳細については、EUタクソミーおよび委任法によって導入された簡素化に関するEYの出版物 [Omnibus and EU Taxonomy, Key implications of the new Delegated Regulation for reporting undertakings](#)をご参照ください。

## 保証要件

CSRDでは、初年度の報告で、財務諸表監査人、またはEU加盟国がCSRDを国内法に組み込む際に選択した、EU加盟国によって認定された別のプロフェッショナル・サービス・ファームまたは独立した保証サービス提供者(IASP)が、以下について限定的保証を提供することが義務付けられています:

- ▶ ESRSを含むCSRDへの準拠
- ▶ ESRSに従って報告すべき情報を特定するために企業が実施したプロセス
- ▶ 前述のEUタクソミー規則第8条に規定される報告要件への準拠

企業は、電子報告フォーマットを使用してサステナビリティ報告書をマークアップする要件への準拠についても限定的保証を取得する必要があります。この報告および保証要件は、報告書のマークアップに関する規則を定める委任法がECにより採択されるまで発効しません。

監査法人およびその他の保証サービス提供者は、該当する場合、2027年7月1日までにECが委任法によって発行するサステナビリティ報告に関する保証基準を適用することが義務付けられます。

## 次のステップ

- ▶ EU域外企業は、連結グループ内のどの企業がCSRDの要件の対象となるかを検討すべきです。その後、企業は、報告単位(例えば、EU内での最上位連結単位、グローバル連結単位など)を検討する必要があります。
- ▶ 企業は、関連するEU加盟国の法域において、CSRDが国内法にどのように組み込まれるかを注視する必要があります。これは、適用対象の分析や第三者保証の実施者など、法令順守のさまざまな側面に影響を与える可能性があります。
- ▶ 企業は、改定版ESRSで導入された変更点(救済措置およびプロポーシオナリティ・メカニズムを含む)を検討し、これらの変更がESRSの適用方法にどのように影響するかを評価する必要があります。また、ECが改定版ESRSを含む委任法を発行する際に行う変更を注視する必要があります。
- ▶ 企業は、CSRDおよびESRSの適用対象および報告要件を評価するために必要な専門知識と経験が、現在のリソースレベルで十分かつ適切であるかどうかを評価する必要があります。
- ▶ また、CSRDおよびESRSで要求される情報の収集に関して、既存のシステム、プロセス、および統制も検討し、新しいプロセス、システム、および統制の構築または強化が必要かどうかを判断する必要があります。

## 脚注:

---

- 1 追加情報については、ECの[Corporate sustainability reporting - Finance - European Commission](#)および[Directive - 2022/2464 - EN - CSRD Directive - EUR-Lex](#)をご参照ください。これらには、EUの企業サステナビリティ報告に関する政策立案およびCSRの原文が含まれています。
- 2 改定版ESRSに関するEFRAGのテクニカルアドバイスは、オンラインで[Draft Simplified ESRS | EFRAG](#)が利用可能です。
- 3 EFRAGは、CSRの対象範囲に含まれない非上場のマイクロ企業、中小企業向けの任意サステナビリティ報告基準を策定するようECから指示を受けました。ECは、2025年7月30日にVSME基準に関する勧告を採択しましたが、まだ委任法を通じて実施されていません。詳細については、[Voluntary reporting standard for SMEs \(VSME\), Concluded | EFRAG](#)をご参照ください。
- 4 ESRSの最初のセットについては、[European sustainability reporting standards - first set](#)をご参照ください。

EY | Building a better working world

© 2026 Ernst & Young LLP.  
All Rights Reserved.

SCORE No. 21047-231US  
(Updated 14 January 2026)

[ey.com/en\\_us/technical/accountinglink](https://ey.com/en_us/technical/accountinglink)

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multi-disciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](#). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](#).

Ernst & Young LLP is a client-serving member firm of Ernst & Young Global Limited operating in the US.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.